

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第11号

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第7条関係) <u>財団法人岩手育英奨学会(昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。)</u> [略]	別表第3(第7条関係) <u>公益財団法人岩手育英奨学会</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第16条関係) <u>財団法人岩手育英奨学会(昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。)</u> [略]	別表第3(第16条関係) <u>公益財団法人岩手育英奨学会</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。